

葛飾区監査委員告示第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長及び葛飾区教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年3月27日

葛飾区監査委員

同
同
同

内 山 利 之
遠 藤 勝 男
秋 本 とよえ
向 江 すみえ

平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について

- 1 指定管理者 株式会社 共立メンテナンス
観光文化センター・山本亭・柴又公園

【指摘事項】 (公園課)

年次報告書において報告された葛飾区立柴又公園修繕料貸付金に係る清算書の数値と、指定管理者の総勘定元帳の預り金運営(葛飾区柴又公園)の数値に相違があった。確認したところ、指定管理者から受注した事業者が消費税を二重に計算したまま請求し、指定管理者が支払っていたため、総勘定元帳の数値が誤っていたことが判明した。結果的には、清算書の数値が正しく、区への返還金に変動は生じないが、総勘定元帳(売掛表及び請求書を含む。)と異なった報告をしていたものである。

平成27年度監査の際にも今回と同様の会計処理があった。指定管理者において、正確な会計処理を行われない。

【講じた措置】

指摘された事項については、指定管理者から受注した事業者が消費税を二重に計算したまま請求し、指定管理者の確認不足により支払ったものである。

今回の指摘を受け、指定管理者に対し、正確な会計処理を徹底するように指導していく。

また、今後区としては、指定管理者に実際の支払に用いる請求書の写し及び買掛金管理表を提出させ、修繕料貸付金の正確な支払状況を確認するなど、再発防止に努めていきたい。

- 2 財政援助団体 社会福祉法人 正栄会 飯塚学童保育クラブ

【指摘事項】 (放課後支援課)

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていたが、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、法人から提出された収支計算書において、収入の部では、区が交付した補助金、利用者負担金収入の延長保育料、間食費助成の額が、支出の部では、間食費の額が誤って記載されていた。区が交付した補助金や保護者が納付した延長保育料などの会計処理には十分注意を払い、的確に処理されたい。

また、葛飾区私立学童保育事業補助金の実績報告書に誤りがあったことにより、補助金額が変更され返還が生じることになった。実績報告書の作成に当たっては、誤りのないよう特段の注意を払われたい。

なお、主管課においても法人の適切な事務処理が行われるよう、提出された報告書の確認の徹底を図るとともに補助金交付に係る事務処理等の見直しを検討されたい。

【講じた措置】

収支計算書における収入の部及び支出の部の誤って記載されたことについては、社会福祉法人の会計を総括する職員の交代に伴う引継が確実になされなかったこと、複数の職員によるチェックがなされなかったことによるものである。

現在、会計担当職員と各学童保育クラブの責任者が毎月、収支の確認を行うなど複数の職員でチェック体制を強化し、会計処理を行っている。

また、社会福祉法人の職員間で今回の案件の概要と今後の対応策について共有し、同様の事案の再発防止を図る。

誤りのあった実績報告書については、社会福祉法人において収支報告書等を基に修正・再提出され、現在、返還金の事務処理を行っているところである。

今後、提出された実績報告書の根拠となる資料の提出を社会福祉法人に求め、数値等に誤りがないか複数の職員による二重チェックを徹底する。

さらに、現在の補助金制度の検証を行い、学童保育クラブ運営事業者が作成にあたって分かりやすく、また負担が少なくなるよう提出資料の簡素化などを検討する。